

議案第23号 小松島市和田島地区学習等供用施設条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

例規総点検による見直しとして、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市和田島地区学習等供用施設条例(昭和50年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(管理)</p> <p>第3条 和田島会館(以下「会館」という。)は、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)において管理する。<u>ただし、会館の設置の目的を効果的に達成できると認めるときは、その管理を公共的な団体に委託することができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 和田島会館(以下「会館」という。)は、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)において管理する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>削る</p>